

# 英國の1991年統一地方選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 031 (JUN.14,1991)

## 第1章 英国における1991年統一地方選挙について

### 1 選挙の概要

#### (1) イングランドの選挙状況

#### (2) ウェールズの選挙状況

### 2 選挙結果

### 3 選挙結果についての各紙報道

## 第2章 英国における地方選挙の仕組み

### 1 統一選挙

### 2 選挙区と定数

### 3 選挙権、被選挙権

### 4 シティーの選挙制度について

財団法人 自治体国際化協会  
(ロンドン事務所)

## 目 次

### 第1章 英国における1991年統一地方選挙について

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1 選挙の概要.....         | 1 |
| (1) イングランドの選挙状況..... | 1 |
| (2) ウェールズの選挙状況.....  | 1 |
| 2 選挙結果.....          | 1 |
| 3 選挙結果についての各紙報道..... | 3 |

### 第2章 英国における地方選挙の仕組み

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 統一選挙.....          | 6  |
| 2 選挙区と定数.....        | 9  |
| 3 選挙権、被選挙権.....      | 9  |
| 4 シティーの選挙制度について..... | 10 |

## 第1章 英国における1991年統一地方選挙について

### 1 選挙の概要

1991年5月2日に実施された統一地方選挙は、イングランドとウェールズにおける369の地方団体を対象とし、12305の議席に対して、28546人の候補者が争うというものであった。（ザ・タイムズ紙の報道による）

#### (1) イングランドの選挙状況

大都市圏ディストリクト（36団体）では議員の約3分の1が、地方圏ディストリクト（296団体）では、183団体で全議員が、113団体で約3分の1の議員が改選された。

#### (2) ウェールズの選挙状況

ウェールズのディストリクト（37団体）のうち、33団体で全議員が改選され、残り4団体で約3分の1の議員が改選された。

### 2 選挙結果

ザ・タイムズ紙によれば、保守党は890議席を失い、一方、労働党は490議席の増加、自由民主党は520議席の増加を果たした。今回の選挙では、特に自由民主党の躍進がめざましく、総選挙にこの投票結果をあてはめると、国会において過半数を占める政党のない状態になることが予測されている。

また、保守党は42の地方団体で多数党としての地位を失い、労働党は新たに12の地方団体で多数党になっている。自由民主党は今まで3つの地方団体において多数党であったが、今回新たに18の地方団体で多数党になった。

なお、統一地方選挙は毎年行われているが、同じ選挙区で行われるのは4年ごとである。また、同じ選挙区の選挙であっても、地方団体によって全数を改選する場合と約3分の1を改選する場合がある。このため英国の報道では「改選数に対する議席の増減」が問題にされ、前回の統一地方選挙との比較という見地からの報道はあまりされない。

(1) 政党別選挙結果

| 政 党  | 新議席数      | 改選数に対する増減 | 多数党としての支配団体数 | 多数党としての支配団体数の増減 |
|--|-----------|-----------|--------------|-----------------|
| 保 守 党<br>(CONSERVATIVE)                      | 4 2 7 0   | - 8 9 0   | 8 0          | - 4 2           |
| 労 働 党<br>(LABOUR)                            | 3 7 0 5   | + 4 9 0   | 1 2 3        | + 1 2           |
| 自由民主党<br>(LIBERAL<br>DEMOCRATS)              | 2 1 9 4   | + 5 2 0   | 2 1          | + 1 8           |
| 社会民主党<br>(SOCIAL DEMOCRATS)                  | 8         |           | 0            | 0               |
| 無 所 属<br>(INDEPENDENTS)                      | 1 7 8 6   | - 1 1 6   | 2 8          | - 1             |
| 緑 の 党<br>(GREEN PARTY)                       | 1 6       | + 7       | 0            | 0               |
| 居住者納税者会<br>(RESIDENTS OR<br>RATEPAYER ASSO.) | 1 1 2     |           | 1            | 0               |
| ウェールズ党<br>(PLAID CYMRU)                      | 1 1 3     | + 2 2     | 0            | 0               |
| そ の 他  | 1 0 1     | - 3 3     | 0            | - 1             |
| 計  | 1 2 3 0 5 | 0         | -            | -               |

(注1) 新議席数、多数党としての支配団体数およびその増減については、5／4付ザ・タイムズ紙により公表された団体ごとの結果を集計した。

(注2) 改選数に対する増減は、5／4付ザ・ガーディアン紙による。なお、社会民主党及び居住者納税者会の増減については各紙とも「その他」扱いにしているため、新聞報道からは不明である。

(注3) 多数党の支配を受けていない地方議会は、116団体である。

(注4) 居住者納税者会は、全国的な政党組織ではなく、居住地域ごとに組織された住民団体である。

(注5) 英国では、地方選挙の結果についてはマスコミの取材結果が中心となっているため、各紙により数値に相違がある。

### 3 選挙結果についての各紙報道

今年の地方選挙は、メジャー氏が昨年11月に首相に就任してから、初めての全国規模の選挙戦であり、早ければ6月に実施されるであろう総選挙をうらなうものとして注目を集めた。今回の選挙の争点は、景気対策、失業、高金利、ポールタックスに代わるものとしての新地方税（カウンシルタックス）の導入問題などであった。開票前の新聞報道では「労働党が大きく前進するだろう」（5／2付 ザ・タイムズ紙）と伝えていた。

5月3日から4日にかけて各紙は、保守党の大敗、労働党の善戦を伝えたが、特に自由民主党の「当事者も予期しないような大躍進」を報じている。この結果、総選挙の時期は、おそらく秋以降になるであろうというのが各紙の観測である。

選挙結果について、メジャー首相は「選挙の結果は残念だが、耐え難いものではない」（5／4付 ザ・タイムズ紙）とコメントしている。

「メジャー首相は、テレビのインタビューで『現在の保守党の立場は苦しいが、希望はある。労働党はその力を使い果たしており、総選挙では勝利できないだろう』と答えている。」（5／4付 ザ・タイムズ紙）

「労働党の成功と自由民主党のめざましい躍進にかこまれて、保守党は実質41の地方議会で多数党としての支配を失い、860の議席を失った。メジャー首相は『事後処理のために、地方へ急ぐつもりはない』と語ったが、今回の選挙結果を総計すれば、次回の総選挙においては、多数党のない状態になるか、あるいは、労働党がわずかに多数を上回る結果になると予測される。」（5／4付 ザ・インディペンデント紙）

各紙は、今回の選挙結果が総選挙において繰り返された場合、保守党政権の多数支配は終わりを告げ、少数分立か、わずかに労働党が多数になると分析している。

この場合は、今回大躍進を遂げた自由民主党が政権のキャスティングボードを握ることになる。

このことについてザ・ファイナンシャル・タイムズ紙では、「第3党を計算に入れなければならないようになった」（5／4・5合併号）と評している。

「国会が、多数党のない状態になった場合は、選挙制度の改正が再び争点として浮き上がってくるだろう。自由民主党党首のアッシュダウン氏は『比例代表制の実現に向けて、わが党は影響力を行使するだろう』と述べている。」

(5／4付 ザ・インディペンデント紙)

しかし、自由民主党との連合による選挙制度の改正については、保守党・労働党共に現在のところ否定的である。

「それは民主主義ではなくて、馬の取り引き（抜け目ない、ずる賢い取り引き）というものだ。そんなものに荷担する気はない。」

(メジャー首相 5／8付 ザ・タイムズ紙)

「連合も取り引きもするつもりはない。」（労働党キャンペーンコーディネーター カニンガム氏 5／6付 ザ・ガーディアン紙）

保守党の敗因については、税金を中心とする経済政策が問題とされた。

「保守党は、いまだポールタックスに反対する有権者は、ポールタックスよりは、新しく提案された新地方税を選ぶだろうと考えていた。しかし、選挙に間に合うように最初の法案すら提出できなかったことが、ハンディキャップになってしまった。有権者はこの2年間で迷いが解け、保守党を許してやるかどうか考える前に、もっとお金がポケットの中でじゃらじゃら音をたてることが必要になっているのだ。」

(5／4付 ザ・タイムズ紙)

「保守党の責任者は、4年前に非常に良い成績だった選挙の議席を守らなければならなかったことを強調している。しかも今回は『不況のどん底』での選挙戦であり、ポールタックスの代わりに導入される新地方税を、キャンペーンの終わりになるまで明らかに出来なかったというハンディキャップまで負わされていたのである。」

(5／4付 ザ・デイリー・テレグラフ紙)

「この敗北は、ポールタックスという大失敗に対していまだに続いている恨みと、経済政策、そして突然のNHS問題の再出現によるものと言えるだろう。」

(5／4付 ザ・デイリー・テレグラフ紙)

「（保守党の牙城といわれる南部のディストリクトで大敗を喫したのは、ポールタックスのせいではなく）不景気のせいだと、メジャー首相はすばやく指摘した。しかし、保守党本部では、NHSをめぐる騒動もまた候補者を苦境に導いたに違ないと考へている。」（5／4付 ザ・ガーディアン紙）

1990年の改正法によって、各病院はNHSトラスト(Self-governing NHS trust)という形の経営形態を取ることを許されており、政府はこれを積極的に推進していた。ところがこの経営が行き詰まり、ロンドン市内の総合病院（ガイ記念病院とレウィシャム病院）で実に900人もの人員整理が行われることが4月末に判明したのである。

「労働党の『影の保健大臣』ハーマン氏は、ガイ記念病院とレウィシャム病院の上級管理職から漏洩した文書を選挙の記者会見で示して、この病院は2か月前、680万ポンドの支出削減を求められており、これは病院にとって「極めて深刻な財政問題であり、サービスの範囲や量の維持に影響するだろう」と述べている。」  
(4／30付 ザ・ガーディアン紙)

「労働党の副党首であるロイ・ハッタスレー氏は、『政府が現在の政策を放棄しない限り、全国の病院でスタッフの削減とサービスの低下を強いるようになるだろう』と警告している。」（4／30付 ザ・ガーディアン紙）

「保守党本部は、NHSトラストに関する騒動が地方選の890議席減の主な原因であるとする分析を発表した。今や有権者にとってヘルスサービスはポールタックス以上の関心事である。保守党議長のクリス・パッテン氏は各大臣に対して、この問題に関するイニシアチブを労働党から奪い、10月には可能性のある総選挙に向けてまきかえしを図るように強く要請した。」（5／5日付 ザ・サンデー・タイムズ紙）

「『地方選挙で投票するときに、何が一番重要な問題だと思っていましたか』という問い合わせに対して、第1位にあげられたのがヘルスサービスであり、回答数の40%を占めた。これが『総選挙で投票するときに、何が一番重要な問題だと思いますか』という問い合わせになると、経済問題よりもパーセンテージの高い51%になっている。」  
(5／4 ロンドン・ウイークエンド・テレビジョン 投票意向調査 5／5日付 ザ・サンデー・タイムズ紙による。)

## 第2章 英国における地方選挙の仕組み

### 1 統一選挙

英国の地方選挙(注1)(注2)は「1972年地方行政法 (Local Government Act 1972)」に基づき、1974年以降統一して実施される。

(注1) 英国(イングランドとウェールズ)の地方団体は、1974年から1985年までは二層制をとり、上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれていた。1986年法の改正によりロンドン都および大都市圏の県が廃止された。その結果ロンドンでは、区のみの一層制、大都市圏ではディストリクトのみの一層制がとられることになった。その他の地方圏では、従来どおり上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれている。

以上をまとめると次の表のようになる。

|      | 県                       | ロンドン及びシティ | ディストリクト             |
|------|-------------------------|-----------|---------------------|
| ロンドン | —                       | 33        | —                   |
| 大都市圏 | —                       | —         | 36                  |
| 地方圏  | イングランド<br>カッコ内<br>ウェールズ | 39<br>8   | —<br>—<br>296<br>37 |
| 合 計  | 47                      | 33        | 369                 |

(注2) スコットランドでは、「1973年地方行政(スコットランド)法 (Local Government (Scotland) Act 1973)」により、リージョン(イングランド、ウェールズの県にある)とディストリクト(イングランド、ウェールズの地方圏ディストリクトにある)の二層制(島しょ部では一層制)をとっている。

図示すると次のとおりとなる。カッコ内は団体数

リージョン (9) ————— ディストリクト (53)  
島しょ部団体 (3)

通常毎年5月の第一木曜日が選挙日に当てられている。ただし、選挙のサイクルは地方団体の種類によって異なる。

- 県は4年に一度全議員が改選される。次回の選挙は1993年である。
- ロンドン区も同じく4年に一度の改選であるが、こちらは県の選挙年の翌年実施される。（前回の選挙は1990年）シティーは毎年改選される。
- 大都市圏に所在するディストリクトは、県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。こちらは、1990年から3年連続して行われる。
- 地方圏およびウェールズのディストリクトは、4年に一度の全議員改選か、3年連続3分の1改選のどちらかを選択できるようになっている。ただし、前者の場合は、県の選挙年の中間年（例えば1991年、1995年）に実施される。約3分の2に当たる216のディストリクトが前者（全議員改選）、残りの約3分の1である117のディストリクトが後者（3分の1改選）を採用している。
- スコットランドのリージョンと島しょ部では4年に一度全議員が改選される。（前回の選挙は1990年）ディストリクトも4年に一度の全議員改選であるが、リージョンと島しょ部の選挙年の中間年に行われる。（次回は1992年）

以上をまとめると次の表のようになる。

イングランドおよびウェールズにおける今後数年間の選挙について

| 地方団体の種類(団体数)                        | 1990              | 1991              | 1992              | 1993      | 1994              |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|-------------------|
| 県<br>(47)                           |                   |                   |                   | 全議員<br>改選 |                   |
| ロンドン区<br>(32)                       | 全議員<br>改選         |                   |                   |           | 全議員<br>改選         |
| 大都市圏<br>ディストリクト<br>(36)             | 1/3<br>改選         | 1/3<br>改選         | 1/3<br>改選         |           | 1/3<br>改選         |
| 地方圏および<br>ウェールズ<br>ディストリクト<br>(333) | 1/3<br>(約3分の1の団体) | 1/3<br>(約3分の1の団体) | 1/3<br>(約3分の1の団体) |           | 1/3<br>(約3分の1の団体) |

\*同一ディストリクトにおいて全議員改選および3分の1改選の両方式を併用することも可能

スコットランドにおける今後数年間の選挙について

| 地方団体の種類(団体数)                | 1990      | 1991 | 1992      | 1993 | 1994      |
|-----------------------------|-----------|------|-----------|------|-----------|
| リージョン<br>(9)<br>島しょ部<br>(3) | 全議員<br>改選 |      |           |      | 全議員<br>改選 |
| ディストリクト<br>(53)             |           |      | 全議員<br>改選 |      |           |

この統一地方選挙は、国政に対する民意を図るバロメーターとして大きな意味を持つよ

うになっており、総選挙の時期を決める貴重な判断材料となっている。

## 2 選挙区と定数

- 県は、ディビジョン (DIVISIONS) (注3)と呼ばれる選挙区に分けられ、各ディビジョンから1人の議員 (COUNCILLOR) が選出される小選挙区制をとっている。
- イングランドとウェールズのディストリクトおよび32のロンドン区は、ウォード (WARDS) と呼ばれる選挙区に分けられ、各ウォードから通常1～3人（団体によっては4人以上のところもある）の議員が選出される。

(注3) 一つの県には平均して7～8のディストリクトがある。したがって、県の選挙区であるディビジョンはディストリクトよりも小さな区域に分けられている。

ディストリクトの選挙区であるウォードはディビジョンと一致する場合とディビジョンよりも小さな区域からなっている場合がある。

- 概ね、県は60～100人、大都市圏ディストリクトは50～80人、地方圏ディストリクトは30～60人、ロンドン区はほとんどの区で60人前後の議員からなる。
- スコットランドでは、リージョンの選挙区はディビジョンからなり、ディストリクトはウォードからなる。どちらも各選挙区から1人の議員が選出される。

## 3 選挙権、被選挙権

- 選挙権は満18才以上の英國市民 (BRITISH CITIZENS) (注4)、その他の英連邦市民 (COMMONWEALTH CITIZENS) (注5) およびアイルランド共和国国民で、英国内に居住する者にある。

(注4) 1981年英國国籍法 (BRITISH NATIONALITY ACT 1981) により英國市民 (完全な市民権を持つ) となるためには、次の4つのいずれかに該当する必要がある。

- (1) 英国で生まれるか養子となる場合 (1983年より、少なくとも一方の親が英國市民であることが必要となった)
- (2) 一方の親が英國市民である子
- (3) 英連邦市民および英國保護領市民 (BRITISH PROTECTED PERSONS) で5年以上英國に居住している等、英國市民として登録する資格がある者でその登録を終えた者

#### (4) 内務大臣が帰化を認めた者

(注5) 英国王を団結の象徴とする旧大英帝国植民地・保護領および自治領の市民。（英國市民を含む） ただし、英國王を君主としないインド、パキスタンの国民も含む。アイルランド、南アフリカの脱退およびフィジーの除名により、1990年3月現在、英連邦は49か国およびその他の地域からなる。

なお、参考として1981年英國国籍法および英國における市民権について章末で解説する。

- 被選挙権は、満21才以上の選挙権有資格者ならば誰にでも存在する。また、議員の任期は4年である。

#### 4 シティー (THE CITY OF LONDON) の選挙制度について

シティーはロンドン市内のうちの約一平方マイルを占める一つの区にすぎない。しかしシティーは英國で一番初めに成立した都市であり、ロンドン自体シティーを核としてそのまわりに発展してきたものである。そのため、シティーは一地方団体にすぎないが、他団体とは異なる仕組みがとられており、選挙も他団体とは違う制度となっている。

シティーの運営は3つの会議 (COURT) でなされ、市長 (THE LORD MAYOR OF LONDON) がこれらを統括する。3つの会議のうち実質的な行政機能を持つのは選挙された市会議員および市長、長老議員からなる市会 (THE COURT OF COMMON COUNCIL) であり、これがディストリクト議会に相当する。

2番目の会議として終身の長老議員 (ALDERMEN) からなる長老会議 (THE COURT OF ALDERMEN) があり、主な機能は市長の選任である。

3番目の会議として市長、長老議員、シェリフ（市長と中央犯罪裁判所における陪審員を世話する役員2名）、およびフリーメン（リバリー・カンパニー（ギルドの一種）の長老会員）、リバリーメン（リバリー・カンパニーの平会員）からなる市総会 (THE COURT OF COMMON HALL) があり、主な機能としては市長候補（2人）や幹部職員（シェリフ、収入役）の選任がある。

市会議員の選挙は次のようにして行われる。

- 選挙権 満18才以上の英國市民、その他の英連邦市民およびアイルランド共和国国民でシティー在住者および年10ポンド以上の非居住用レイト (NON DOMESTIC RATE) を納税している不動産所有者 (FREEHOLDER) または租借

者 (LEASEHOLDER)

有権者は現在約 15000 人といわれている

- 被選挙権 満 21 才以上の選挙権有資格者
- 選挙区 ウォードと呼ばれる 25 の選挙区からなる
- 定数 132
- 任期 1 年 従って選挙は毎年行われる

(参考)

1981 年英國国籍法は、市民 (CITIZENS) を次のように分類している。

- 英国市民  
(BRITISH CITIZENS)
  - 英国植民地市民  
(BRITISH DEPENDENT TERRITORIES CITIZENS)  
ホンコン、バーミューダ諸島などの住民
  - 英国旧植民地市民  
(BRITISH OVERSEAS CITIZENS)  
東アフリカに住むアジア人やマレーシアに住む中国人など
  - 英国旧自治領市民 (注)  
(BRITISH SUBJECTS)  
インド、パキスタンなどの住民
  - 英国保護領市民  
(BRITISH PROTECTED PERSONS)  
主にブルネイの住民
- 英連邦市民  
(COMMONWEALTH CITIZENS)

(注) “BRITISH SUBJECTS” については、現在でもしばしば混同して用いられている。  
元来 “BRITISH SUBJECTS” は、英國王に忠誠を誓う人々すなわち “英國臣民” を意味

し、1948年英國国籍法(BRITISH NATIONALITY ACT 1948)の下では、英連邦市民(COMMONWEALTH CITIZENS)は同時に英國臣民(BRITISH SUBJECTS)でもあった。

しかし、1981年英國国籍法では、“BRITISH SUBJECTS”はインド、パキスタンのような旧自治領に住む、完全な英國市民権を持たない市民を指すようになり、彼等は、英連邦市民の一部とされている。

従って、いわゆる“英國臣民”という意味での“BRITISH SUBJECTS”とは、明確に区別して用いる必要がある。(BRITISH NATIONALITY -The New Law- より)

上記の中で完全な市民権を持っているのは、英國市民だけである。その他の英連邦市民および英國保護領市民で合法的に5年以上英國に居住した者は、登録することによって英國市民となり、初めて完全な市民権を得る。

選挙権、被選挙権のほか、社会保障や治安の保護を受けたり、一定の基準を満たせば警官、軍人や公務員になることができる等、基本的に英國市民とその他の英國連邦市民の間に市民権について差異はないとされているが、政府は必要により英國市民でなければ市民権を剥奪することができる。つまり、英國市民以外の英國連邦市民は不安定な市民権を有していると言うことができる。

また、1981年英國国籍法は、市民権について包括的な規定をしておらず、ただ、入国および定住の自由のみ定めているにすぎないため、個々の市民権については各々の法の定めによらなければならない。

## 「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

| NO   | タ イ ド ル                      | 発 刊 日      |
|------|------------------------------|------------|
| 第31号 | 英国の1991年統一地方選挙               | 1991/ 6/14 |
| 第30号 | ウィディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法     | 1991/ 5/24 |
| 第29号 | 米国的地方公共団体の種類と機能              | 1991/ 4/27 |
| 第28号 | 英国の公共支出計画と地方団体—1991年度予算案の概要— | 1991/ 4/27 |
| 第27号 | フランスの地方財政                    | 1991/ 3/15 |
| 第26号 | イギリスにおける少数民族対策               | 1991/ 3/11 |
| 第25号 | 米国連邦政府1992会計年度予算案について        | 1991/ 3/ 5 |
| 第24号 | ロンドンの公園とオープン・スペース            | 1991/ 2/28 |
| 第23号 | ニューヨーク州財政及び91年度予算の概要         | 1991/ 2/ 8 |
| 第22号 | イギリス中央政府の機構—地方団体に対する関与機構—    | 1991/ 1/18 |
| 第21号 | ニューヨーク州の地方自治制度               | 1991/ 1/ 7 |
| 第20号 | 英国地方税財政の改革について               | 1990/12/20 |
| 第19号 | 1990年 米国中間選挙の概要              | 1990/11/30 |
| 第18号 | 米国の救急業務体制（E M S）             | 1990/10/ 5 |
| 第17号 | ロンドンの地方行政—大ロンドンの廃止をめぐって—     | 1990/ 9/28 |
| 第16号 | ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発        | 1990/ 8/20 |